

No. 256 2018年12月27日

□■感染症情報(H30年第50週) □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

●トピックス

◆インフルエンザについて

銚田保健所管内において、1定点あたり第49週2.0、第50週1.20とやや減少していますが、県内においてインフルエンザの流行入りとなっておりますので、注意が必要です。

県において、1定点あたり第49週1.21(国1.70)、第50週2.19(国3.55)と先週より増加傾向となっております。

管轄保健所別では、常陸大宮保健所(6.50)が最も高く、つくば(4.60)、筑西(2.50)、ひたちなか(2.25)、古河(2.25)、水戸(2.00)の順に高く、12保健所中10保健所管内で1.0以上となっております。

県において、インフルエンザの流行入りしましたので、こまめな手洗いや咳エチケット等感染対策の徹底をお願いいたします。

また、県内において、インフルエンザによる学級閉鎖や保育施設における集団発生が報告されていますので、注意が必要です。

【インフルエンザ流行情報 第2報(県)】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2018sflureport02.pdf>

【インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等措置・集団発生等の状況について(第11報)】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2018flu11.pdf>

【平成30年度 今冬のインフルエンザ総合対策について(厚生労働省)】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

【平成30年度インフルエンザQ&A(厚生労働省)】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

【インフルエンザとは(国立感染症研究所)】

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

◆銚田保健所管内における百日咳の発生について

銚田保健所管内において、第49週1件、第50週2件の報告がありました。

県において、1定点あたり第49週6件、第50週14件と発生届出数が増加しています。

<百日咳について>

潜伏期：5～10日

感染経路：気道分泌

物の飛沫感染や汚染された器具等を介して感染する。 症 状 : かぜ様症  
状で始まり、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の

咳が出始める。典型的な臨床像は、顔を真っ赤にしてコンコンと  
激しく咳込み（スタッカート）、最後にヒューッと音を立てて  
大きく息を吸う発作（ウープ）となる。嘔吐も伴い、眼瞼の浮腫  
や顔面の点状出血がみられることがある。ワクチン接種後の  
患者や成人では、典型的な症状がみられないこともある。

予 防 : 飛沫感染対策

【五類感染症（百日咳含む）県】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/kiso/5rui.html>

【百日咳とは（国立感染症研究所）】

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/pertussis.html>

【百日咳発生届出基準（厚生労働省）】

※H30年1月1日より、百日咳は全数届出の必要があるので、  
診断後7日以内に保健所への届出をお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-23.html>

【百日咳発生届（厚生労働省）】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/pdf>

/01-05-23.pdf

【感染症法に基づく医師届出ガイドライン（初版）厚生労働省】

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/pertussis>

/pertussis\_guideline\_180425.pdf

◆県内における梅毒の発生について

銚田保健所管内において、第49週及び第50週の発生はありません  
でした。

県において、第49週1件、第50週4件の発生がありました。

<梅毒とは>

- ・「梅毒トレポネーマ」という細菌による感染症
- ・主に性交渉で感染する
- ・感染後3～6週間程度の潜伏期を経て、陰部に潰瘍が出来たり、リンパ節の腫れ、全身の発しん等、様々な症状が出現する。
- ・「無症状病原体保有者（無症状）」が最も多く報告されている。  
特に女性は、無症状が約半数を占めている。
- ・2010年移行、梅毒の報告数は増加を続けており、女性は20歳代、男性は20～40歳代の報告が多くなっています。

<治療>

- ・抗菌薬を内服する（医師の診察を受けましょう）

<予防方法>

- ・感染部位と直接ふれないように、コンドームを適切に使用する

※梅毒は、一度完治しても再感染するため、継続した感染予防が必要。

【梅毒って知っていますか～現在、増加しています～（県）】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/kikaku/documents>

/201807tp.html

【梅毒に関するQ&A（厚生労働省）】

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou)

/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/qanda2.html

【梅毒とは（国立感染症研究所）】

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/465-syphilis-info.html>

☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆

【関係者の皆さまへ保健所からのお願い】

土日・休日及び年末年始（12/29～1/3）に下記の事項が発生した場合は、  
鉾田保健所（090-5574-5033）へ電話での連絡をお願いいたします

◎感染症（結核等）を診断した場合

（発生届の提出をお願いします）

◎施設などにおいて、感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）の

集団発生（10名以上）が発生した場合

◎食中毒が疑われる場合

☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆

★=★

<集団発生の定義・報告基準>

（厚生労働省通知 H17年2月22日付け

「社会福祉施設などにおける感染症等発生時に係る報告について」）

- （1）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- （2）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- （3）（1）及び（2）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が方向を

